

# 町民税・県民税申告相談について

町民税・県民税の申告相談を、令和8年2月12日(木)から3月16日(月)までの期間、茨城町役場で行います。

町民税・県民税の申告は、令和7年中(令和7年1月1日から12月31日までの1年間)に得た所得を申告するものです。

令和8年度の町民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等は、この申告の内容が算定の基礎となります。また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の申請の際に必要となる所得証明書や課税証明書等もこの申告の内容に基づいて発行されます。申告する方は、期間内に申告してください。なお、収支内訳書等の用紙が必要な場合には、役場税務課の窓口に用意しておりますのでご利用ください。

## 1 申告会場・日時・注意事項等

申告会場	茨城町役場2階 第2・3会議室
申告期間	令和8年2月12日(木)～3月16日(月) ※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、3月1日(日)は実施します。
受付・整理券配布時間	午前8時～正午、午後1時～4時 ※正午から午後1時までの間は、受付・整理券配布を休止します。 ※役場玄関は午前8時に開扉します。
相談開始時刻	午前8時40分
注意事項	<p>① <b>待ち時間短縮のため、次のものを集計・作成してから来場してください。集計・作成していない場合には、申告相談を受付できませんのでご注意ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方 ⇒ 収支内訳書または帳簿等</li> <li>・医療費控除を申告される方 ⇒ 医療費控除の明細書</li> </ul> <p>② 案内予定時間を記載した<b>整理券を配布します</b>。待合室の席数は最小限にしていますので、整理券に記載された時間までは車中待機等にご協力ください。また、他の申告者の相談状況等により、案内時間が前後する場合がありますのでご了承ください。</p> <p>③ 申告期間中、役場1階税務課窓口での申告相談・受付は行いません。</p> <p>④ <b>3月17日(火)以降は、町では確定申告書の修正ができません</b>。控除の申告漏れがないかなど、完成した申告書をよくご確認ください。</p>
問合せ先	税務課 住民税グループ ☎ 029-292-1111 (代表)

## 2 町民税・県民税申告が必要な方

令和8年1月1日現在で茨城町にお住まいの方は、町民税・県民税の申告が必要です。

**ただし、次の①から④に該当する方は、町民税・県民税の申告は必要ありません。**

- ① 収入が**1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでおり、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方**
- ② 収入が**公的年金収入のみで、年間受給額が148万円以下(昭和36年1月2日以降に生まれた方については98万円以下)**の方  
※①または②に該当する方でも、医療費控除、寄附金控除、扶養控除、生命(地震)保険料控除等の各種控除を追加または変更するためには申告が必要です。
- ③ 町内に在住している親族の税法上の扶養となっている方(健康保険の扶養とは異なります)
- ④ 所得税の確定申告書を税務署に提出される方

### [重要]

収入がない方または**非課税収入(遺族年金、遺族恩給、障害年金、失業保険)のみの方**でも、**税法上どなたの扶養(健康保険の扶養とは異なります)**にもなっていない場合には、申告をしないと国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の保険料軽減措置を受けることができないほか、給付金の支給対象外となる可能性があります。

また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の手続きをする際に必要となる所得証明書や課税証明書等が発行できません。必ず申告をしてください。

### 3 スマホ申告（電子申告）について

令和8年1月から、ご自身のスマートフォン・パソコンでマイナンバーカードを利用した町民税・県民税の電子申告が可能になります。確定申告は、これまでどおり国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用したe-Taxで行えます。

申告会場へ出向くことなく、ご自宅から申告手続きができますので、ぜひご利用ください。

町民税・県民税の  
電子申告はこちらから



町ホームページ内のリンクから  
eLTaxで申告できます

所得税の確定申告は  
こちらから



国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」

【 e-Tax・作成コーナーの操作  
などに関する問合せ先】



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

(受付) 月曜日～金曜日

(休祝日および12月29日～1月3日を除きます)

**今年は、町の申告会場にスマホ申告コーナーを設置します。スマホ申告を体験したい方・操作方法がわからない方は、次ページおよび以下のものをご用意のうえ、申告会場にお越しください。**

- (1) ICカード読み取り機能付きのスマートフォン  
(事前に「マイナポータルアプリ」のインストールをお願いします。)
- (2) マイナンバーカードと以下の2種類のパスワード  
①署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16文字） ②利用者証明用電子証明書用パスワード（数字4桁）

パスワードが分からない方・有効期限が切れてしまった方は、茨城町役場町民課で再設定・更新ができます。

### 4 申告相談日程

申告相談は以下の日程で実施します。（指定日以外の日に来場することも可能です。）

指定日		対象者・地区
2月	12日(木)・13日(金)	給与所得者・公的年金所得者の還付申告
	16日(月)	木部・飯沼・上飯沼・下飯沼
	17日(火)	下土師・奥谷・越安
	18日(水)	喬麦原・駒渡・野曾・南栗崎・南川又
	19日(木)	矢頭・谷田部
	20日(金)	長岡・植農・三島
	24日(火)	前田・小鶴
	25日(水)	桜の郷・馬渡・近藤・常井
	26日(木)	大戸
	27日(金)	町内全地区
3月	1日(日)	平日に来られない方
	2日(月)	小幡・下座・生井沢・南島田
	3日(火)	秋葉・神谷・下雨ヶ谷・上雨ヶ谷・鳥羽田
	4日(水)	小堤・駒場・神宿・海老沢
	5日(木)	城之内・宮ヶ崎・網掛
	6日(金)	上石崎
	9日(月)	中石崎・若宮
	10日(火)	下石崎
	11日(水)・12日(木)	町内全地区
	13日(金)・16日(月)	

申告相談初日と毎週月曜日は混雑する傾向にあります。  
時間帯は、午前8時～10時30分頃が混雑する傾向にあります。



日曜日は、期間中最も混雑します。  
長時間お待ちいただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

正午から午後1時までの間は、  
受付・整理券配布を休止します。

## 5 申告会場に持参するもの（スマホ申告コーナーを利用する方も持参してください）

**(1) 申告相談受付票 … 事前に記入の上持参してください。**（1月8日以降に区（自治会）を通して配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。）

### (2) 本人確認等ができるもの

必要なもの	書類名
マイナンバーが分かるもの (申告者本人、扶養親族等分)	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票
身元確認ができるもの	マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、在留カード等
口座番号がわかるもの	預貯金通帳、キャッシュカード等
利用者識別番号がわかるもの (番号を取得済の方のみ)	確定申告のお知らせハガキ（税務署から届くもの） 利用者識別番号の通知（税務署から届くものまたは町申告会場で交付したもの）

### (3) 所得の内容がわかるもの（該当するものがある方）

所得の種類	書類名
給与所得	源泉徴収票、支払証明書（令和7年分） ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください 働いた日数や日額（月額）等がわかるもの（上記のものがない方）
年金所得	源泉徴収票（令和7年分） ※紛失された場合には、支払者に再発行を依頼してください
事業所得（営業・農業） 不動産所得	収支内訳書（令和7年分：令和7年1月～12月） 関係帳簿（収入と経費を科目別に集計したもの） <b>※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません</b> その他領収書、補助金等の交付額がわかる書類
一時所得	満期（解約）保険等の支払証明書（保険会社が発行）
雑所得	個人年金等の支払調書（保険会社が発行） 配分金支払証明書（シルバー人材センターが発行）
譲渡所得 (公共事業で売却した土地・建物のみ)	売買契約書、買取証明書等の交付された書類一式 売却するためにかかった費用の領収書等

### (4) 控除の内容がわかるもの（該当するものがある方）

控除の種類	書類名
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書類、国民年金の控除証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	保険料控除証明書（保険会社が発行）
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等
医療費控除	<b>医療費控除の明細書</b> <b>※集計・作成していない場合には、申告相談を受付できません</b> 医療費のお知らせ（健康保険組合等が発行） その他領収書、証明書等
寄附金控除	寄附金受領証等 <b>※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方も必ず持参してください</b>
住宅借入金等特別控除 (2回目以降)	住宅借入金等特別控除申告書（税務署が発行） 借入金の年末残高証明書（金融機関が発行）
勤労学生控除	学生証、在学証明書
扶養控除（国外居住者のみ）	親族関係書類（日本語訳された戸籍謄本、出生証明書等） 送金関係書類（クレジットカード利用明細書等） <b>※30歳以上70歳未満の国外居住親族の扶養控除は以下のいずれかに該当する場合のみ適用可能です</b> ①留学により国内に住所を有しなくなった方 ②障害者 ③申告者から令和7年中において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

## 6 町の申告会場で受付できない申告（水戸税務署またはe-Taxで申告してください）

- ◇土地・建物の売却による譲渡所得で、公共事業のためではなく個人や会社に売却したもの
- ◇株式などの売却による譲渡所得
- ◇FX(外国為替証拠金取引)や先物取引による所得、暗号資産の譲渡による所得
- ◇住宅借入金等特別控除（初回）や住宅関連特別控除（増改築、特定改修、認定住宅新築等）
- ◇雑損控除、外国税額控除
- ◇青色確定申告（作成済の決算書等を基に、申告書のみを作成することもできません）
- ◇相続税申告、贈与税申告、消費税申告

## 水戸税務署から確定申告のお知らせ

### ◆所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

会場 中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）

期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、3月1日（日）は開場します。  
上記期間は、水戸税務署庁舎では、申告相談を行っていません。

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時

相談開始：午前9時から

#### ▶注意事項

①確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。（当日受付も行っていますが、  
当日の相談枠には限りがあります。）

②申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としています。

マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁）がわかるようにしてお越しください。

※ 電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限が切れていると申告手続きができません。有効期限は発行から5回目の誕生日までです。

パスワードが分からぬ方・有効期限が切れてしまった方は、茨城町役場町民課で再設定・更新ができます。

#### 国税庁LINE公式アカウント



### ◆税務署への来署をご検討の方へ

令和8年1月5日（月）から2月13日（金）までは、税務署内に確定申告会場はありません。  
所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越し頂いても対応できません。

申告相談を希望される方は、2月16日（月）から3月16日（月）までの確定申告期間中に確定申告会場へお越しください。

### ◆確定申告書等の郵送による送付先について

水戸税務署へ郵送により申告書等を提出する場合は、以下の業務センターへ送付をお願いします。（郵便番号と宛名のみで届きます。住所の記載は不要です。）

郵便番号 305-8530

宛 名 関東信越国税局業務センターつくば分室

確定申告および会場に関する問合せ先  
水戸税務署 ☎ 029-231-4211